

## 第12回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年6月10日(木)

午前9時00分～午前10時32分

2. 場 所 遠賀町役場 2階 大会議室

# 第12回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和3年6月10日(木) 午前9時00分～午前10時32分

2. 場所 遠賀町役場 2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 6月の農業相談委員

4番 松井 悟 委員

5番 池田 光一 委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

② 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●)

③ 農用地利用集積計画の承認について  
(中間管理特例事業)

④ 農用地利用集積計画の承認について  
(中間管理事業)

(2) 報告案件

① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄 (欠席)
事務局職員	濱田 美孝
事務局職員	福島 智靖

開 会 9 時 0 0 分

事務局長 皆さんおはようございます。  
ただいま6月の議会中ではございまして、大事な総会ではございますが議会のため欠席させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。コロナは収まる心配がありませんが、それぞれ気を付けて活動されていると思います。  
本日は安藤委員が若干遅れて出席されるということです。  
では、本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中いまのところ6名の出席で、農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。  
よって、ただいまより第12回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は4番松井 悟委員、

5番池田光一委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係2件、農用地利用集積計画関係2件となっています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が上別府にお住まいの●●●●氏、譲渡人が別府にお住まいの●●●●氏。

申請地が3ページの字図にありますように、大字別府字北浦3606番、地目が畑、面積は374㎡です。農地区域が農業振興地域外となっております。

規模拡大により農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われます。

なお、譲受人の●●氏ですが昨年より本格的に就農をした、認定新規就農者の方です。

案件が前後して申し訳ないのですが、本日お配りしている「その他の案件」という別紙をご覧ください。関連がございますので、先にご説明をさせていただきます。

その他の案件の③をご覧ください。

新規就農者の紹介と記載しておりますが、農業委員会の一つの役割として、新規就農者の支援がございます。以前少し触れさせていただいておりましたが、昨年より新規就農者が複数名誕生しておりますので、順次何らかの形でご紹介をしていけたらと考えております。

今回は●●●●氏について、ちょうど付議案件の当事者とな

りましたので、ご紹介をさせていただきます。

●●●●氏は年齢が●●歳で、作目に関しては水稲で、就農地は別府でされているところで、現在の経営面積は今年度の作付け予定ということにはなりますが、約3haで水稲をすることです。また、認定新規就農者ということで、この認定を受けるためには5年後の目標というものを立てる必要があるのですが、5年後の目標に関しては10haの経営を目指すとしております。

今回案件の当事者に●●氏になっておりまして、現地に●●氏に来ていただくようにしておりますので、そこで皆さんとの顔合わせ等ができればと思っております。

それでは議案に戻りまして、議案書の4ページをお開きください。

付議案件②農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が尾崎にお住まいの●●●●氏、譲渡人が北九州市八幡西区にお住まいの●●●●氏で、申請地が6ページの字図にありますように、大字尾崎字二又1110番、地目が田、面積は262㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地となっております。

贈与により農地を取得するもので、今実際に耕作されているのも●●●●氏になりますので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま

続きまして議案書の7ページをお開きください。

付議案件③農用地利用集積計画の承認についてでございます。通常であれば利用権設定と農用地利用集積計画は現地には行かないのですが、今回の場合ちょっと特殊な事例になっておりますので、現地を見に行くということです。

譲受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、いわゆる中間管理機構で、譲渡人が福岡市早良区にお住まいの●●●●●●氏外1名で、申請地が9ページの字図にありますように、大字木守字芙蓉原14番及び15番、地目が田、合計面積が2,256㎡です。農地区域が農業振興地域内農用地となっております。6ページの字図には●●●●●●氏と記載されていま

すが、●●●氏は現在亡くなられておりまして、●●●●●●氏と外1名の方に相続が完了しております。字図が古いものとなっております。

今回特殊な事例とお伝えしたところですが、この農業振興推進機構、いわゆる中間管理機構が仲介・斡旋して農地を売買する特例事業と呼ばれるものになっています。中間管理機構が間に入って、一旦中間管理機構が買って、機構がまた次の耕作者に売るという手続きのものとなっております。中間管理機構から耕作者の方に渡す利用集積計画という案件もまた別にございますので、それはまた今後ということになります。参考までに、この中間管理機構から買われるのは浅木の●●●●氏という予定となっております。実際にこの隣の16番と20番という農地、字図でいうと左側も数年前に同じような形で購入をしているということですので、特段問題は無いものと思われま

す。以上が現地調査を伴う案件になります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 0 分

— 現地調査後 —

再 開 1 0 時 2 1 分

議長

再開します安藤委員も出席されました。  
それでは、付議案件①を議題に供します。  
まずは地区担当の吉田茂三委員からご報告をお願いします。

地元委員  
(6番)

現地を見られたとおり特に問題は無いと思われま

議長

す。ありがとうございます。それでは本件について発言のある

委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 それでは次に付議案件②を議題に供します。  
まずは地区担当の松井 悟委員からご報告をお願いします。

地元委員 (4番) 特に問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願  
いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある  
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件②農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。  
それでは付議案件③中間管理事業に関する案件ということで  
すので事務局より報告願います。

事務局 はい、冒頭でもご説明しましたが、中間管理機構が仲介斡旋し  
て売買をするという、今回は中間管理機構が一旦買い受けて、  
それから別の総会で耕作者に売るといった流れになります。

以前より●●●●氏がすでに耕作しておりまして、また、今回の譲渡人の方も親戚関係の方ということで、その辺を整理するといったところでの今回の案件になっております。特段問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件③農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。  
それでは付議案件④について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の10ページをお開きください。  
付議案件④農用地利用集積計画の承認についてでございます。  
中間管理事業の利用権設定分で、今回は2筆 2,785㎡について承認を求めます。

議長 ありがとうございます。それではこれより審議に入ります。  
本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。  
付議案件④農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 7 名で付議案件④は承認されました。  
それでは報告案件①について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の 11 ページをお開きください  
報告案件①農地法第 18 条の第 6 項の規定による通知について  
でございます。  
利用権の合意解約ですが、3 筆 2,518 m<sup>2</sup>についてでございます。  
なお、こちらの利用権の合意解約ですが、付議案件②・③に付  
随するものです。  
以上です。

議長 それでは報告案件について何かございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 それではその他の案件について事務局からご説明いたします。

事務局 その他の案件①「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」  
の改正について説明。

②ラジコン草刈り機の貸出開始について説明。

議長 草刈り機は基本的には生産組合の後押しで購入したもので、要  
綱の中にも書かれています。個人への貸し出しはしていません  
ので生産組合を通して借りるようになっています。

委員 これは何台あるのですか。

事務局 1 台です。

議長 私は借りて使ってみました。楽です。今までモアで刈っていた  
のが、安全面とかは良いようです。石とかの対応は少し厳しい  
かなと思います。機械の後ろにいたら石が跳ね上がってきたり  
します。

委員 申し込み者は生産組合長じゃないとだめなのでしょうか。申請するときは個人名でいいのですか。

事務局 申請者は必ず生産組合長でないといけないということではありません。生産組合として借りて使用者は別の方でも大丈夫です。

議長 他にはありませんか。全体的なことでも結構です。

議長 さきほど急遽現場を見ました除草剤の関係ですが、各地区でもこういった被害が予想されます。常識が無いような対応をされます。毎年そういうことがあっています。今まで一回も補償されたこともありません。

一般常識的に稲にかかるようだったらカバーをすとか、かからないようにするというような指導を農業委員会としてもしないといけません。今後このようなことが起こらないようにということで、こういったことが農業委員会で話題になるというのも農業者に対してもこういう被害が起こっていると周知しない

といけないということで見に行きました。

はい、それではその他みなさんの方からございませんでしょうか。

【ありません。】の声

議長 無いようでございますので、以上をもって、第12回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 10時 32分